

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大山生竹テフラ噴出規模見直し) (美浜3号機、高浜1, 2, 3, 4号機及び大飯3, 4号機の設計及び工事の計画【13】)

2. 日時：令和3年12月7日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

止野安全管理調査官、高橋管理官補佐、立元管理官補佐、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力安全・技術部門 プラント・保全技術グループ
マネジャー 他2名 及び 担当者6名

5. 要旨

(1) 関西電力から、大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る、美浜発電所第3号機、高浜発電所第1号機、第2号機、第3号機及び第4号機、大飯発電所第3号機及び第4号機の設計及び工事の計画の(変更)認可申請について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

第1001回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合(令和3年9月7日実施)における代表プラントである高浜3号機及び4号機の指摘事項を踏まえ、それ以外の申請プラントに対する指摘事項への対応について整理した上で、説明すること。

高浜3号機及び4号機以外のプラントに対して、降下火砕物に対する構造評価対象部位の抽出の考え方、網羅性及び代表性について説明すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

(設計及び工事の計画)

資料1 美浜3号機、高浜1, 2号機及び大飯3, 4号機 設計及び工事計画認可申請に係る審査会合における指摘事項への回答について【大山生竹テフラの噴

出規模見直しに係る対応】

- 資料2 美浜3号機、高浜1, 2号機及び大飯3, 4号機 設計及び工事計画に係る
補足説明資料 大山生竹テフラ噴出規模見直しに係る対応
- 資料3 設計及び工事計画 コメント反映整理表

以上